

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

目次

第1条（契約履行）

第2条（甲の責務）

第3条（乙の責務）

第4条（業務期日）

第5条（支払期日）

第6条（判定審査中の計画変更）

第7条（甲の解除権）

第8条（乙の解除権）

第9条（乙の免責）

第10条（秘密保持）

第11条（統計処理）

第12条（電子申請）

第13条（反社会的勢力の排除）

第14条（約款の変更）

第15条（損害賠償の額）

第16条（別途協議）

第17条（準拠法と紛争の解決）

(契約履行)

第1条 建築主（建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等を含む。）又はこれらの代理者（以下「甲」という。）及び株式会社鹿児島建築確認検査機構（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）並びに法第14条に規定する委任所管行政庁が定める基準を遵守し、乙の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「規程」という。）第1条に規定する判定の業務について、この建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款（建築物エネルギー消費性能判定計画書又は法第12条第2項の規定による計画通知書（以下「計画書等」という。）並びに引受承諾書（以下「引受承諾書」という。）を含む。）及び規程に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 この契約は、甲が乙に、第2条第2項に規定する判定計画図書等を提出し、乙が甲に引受承諾書を交付したとき（以下「引受日」という。）に締結されたものとする。

(甲の義務)

第2条 甲は、乙への計画書及び添付図書について事実に相違ないことを次項に定める計画書に記載しなければならない。

2 甲は、次の各号に掲げる図書等（以下「判定計画図書等」という。）を乙に提出しなければならない。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。）第3条に規定する計画書等の正本1通及び副本1通並びにこれらに添えた図書及び書類

(2) その他乙が必要と認めて示した書類

3 甲は、規程第18条第1項の規定に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料（以下「手数料」という。）を、第5条に規定する業務終了までに支払わなければならない。

4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲において、引受承諾書に定められた業務の対象の建築物、建築設備又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

5 甲は、乙の引受承諾書に定められた建築物（以下「対象建築物」という。）の判定の業務において、対象建築物等の計画に関し、法等に係る乙による不適合の指摘に対し、速やかに図面の訂正その他必要な措置をとらなければならない。

6 甲は、前項の指摘のほか、対象建築物の設計住宅性能評価、建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認等を行う評価員並びに建築確認の業務を行う建築主事等（以下「評価員等」という。）

の指摘を受け、判定申請図書又は確認申請図書等の訂正、修正を行った場合は、両方の図書に不整合が生じないよう確認し、すみやかに訂正、修正を行った図書を乙と評価員等に提出しなければならない。

(乙の責務)

第3条 乙は、法及び命令等による他、規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、判定の業務を行わなければならない。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を行い、甲に対し、法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認したときにあつては適合判定通知書を、適合しない場合は適合しない旨の通知書を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに交付しなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の判定の結果及び方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

第4条 乙の業務期日は、法第14条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第3項の規定により、当該判定の申請を受け付けた日から14日目の日とする。ただし、規程第3条第2項に定める休日並びに補正に要した期間は除く。

- 2 規程第11条第3項の規定により、乙が甲に第1項の日までに期間を延長する旨の通知書を交付した場合の乙の業務期日は、当該通知書に記載した期間に相当する日数を加える。
- 3 規程第11条第2項の規定により、乙が甲に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を交付した場合は、この通知書を甲に交付した日の翌日から補正された判定申請図書等を乙が受けた日までの日数を、第1項の期間及び前項の延期された期間に含めない。
- 4 乙は、甲が第2条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他天災等乙の責に帰することができない事由により、前3項に定める業務期日までに前条第2項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付することができない場合は、甲に対して、その理由を明示のうえ、必要と認められる日数分、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。
- 5 前3項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じない。

(納入期日)

第5条 甲は、手数料を引受日から業務終了までの間に納入しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務終了までに手数料を納入できない特別な事由がある場合は乙の承認をうけ、乙が指定する時期までに納入することができる。
- 3 甲は、手数料を第1項の業務終了までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法又は乙の窓口

にて現金で支払う方法で納入する。ただし、甲乙協議により合意した場合は、別の納入方法をとることができる。

- 4 甲が、第1項の業務終了までに納入しない場合には、乙は、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書を交付しない。この場合において、乙が当該適合判定通知書等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じない。

(判定審査中の計画変更)

第6条 甲は、適合性判定通知書の交付までに甲の都合により、建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の判定計画図書等を提出しなければならない。

- 2 前項の計画変更が大規模なもの等にあっては、甲は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げ、別件として改めて乙に建築物エネルギー消費性能確保計画を申請しなければならない。

- 3 前項の計画の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由がなく、第4条第1項の業務期日までに業務を完了せず、またその見込みがない場合

- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催促してもなお是正されない場合

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって計画を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。

- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じない。

- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。ただし、乙がその責めに帰することができない事由によることを証明したときはこの限りでない。

- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。また、当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。

- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除する

ことができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、必要な協力を行わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催促してもなお是正されない場合
- 2 前項の契約解除の場合は、乙は、手数料が支払われているときは、手数料を甲に返還しない。また、当該手数料が未だ納入されていないときは、これの納入を甲に請求することができる。ただし、甲がその責めに帰することができない事由によることを証明したときはこの限りではない。
- 3 第1項の契約解除の場合、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じない。
- 4 第1項の契約解除の場合は、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した計画書等に虚偽の記載があり、それに基づいて建築物エネルギー消費性能判定がなされた場合
 - (2) 乙による故意又は重大な過失がない場合
- 2 乙は、甲の申請に係る計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証するものではない。
- 3 乙は、甲が申請した計画書等の対象となる建築物の設計又は施工において、瑕疵がないことについて保証するものではない。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
- (1) 既に公知の情報である場合
 - (2) 秘密情報でない旨を甲から書面で確認した場合

(統計処理)

第11条 乙は、この契約による判定業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行うことができる。

(電子申請)

第12条 甲が、あらかじめ乙と協議した上で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。）第3条に規定する電子情報処理組織の方法により計画

書等の提出又は軽微変更該当証明申請が行われた場合（以下「電子申請」という。）は、乙は、適合判定通知書等その他の図書又は書類の電磁的記録を電子情報処理組織にて行う。この場合において、当該適合判定通知書等その他の書類の受領とみなす。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

2 乙は、前項の方法に係る電子申請システム利用規約として、以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 利用者の責任
- (2) 利用可能時間
- (3) 禁止事項
- (4) 利用の停止又は制限
- (5) システム使用可能文字
- (6) 免責事項
- (7) 著作権

3 乙は、規程第3条第1項に規定する判定の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に、第1項の電子申請が、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請が到達した場合は次の業務時間内に審査を行い、当該申請を引き受ける。

4 第1項の電子申請に対して、引き受けできない場合において、乙は、甲から提出された電子申請を消去することにより、規程に定める返却に代えることができる。

5 第1項の電子申請に対して、甲が、あらかじめ乙と協議した上で、その取下げ届を提出する場合は、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、乙は、甲から提出された電子申請を消去することにより、規程に定める返却に代えることができる。

6 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第4条に規定する事務所とする。

7 第1項の電子申請は、申請に係る電磁的記録が乙の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に機構に到達したものとみなす。

8 第1項の電子申請に係る電磁的記録が乙の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、乙の使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。

9 第1項の電子申請は、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ず

る者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、相手方が前 2 項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(約款の変更)

- 第 14 条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第 548 条の 4 (定型約款の変更) の規定に基づき、この約款を変更することができる。
- 2 前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により公表し、公表の際に定められる改訂日から適用する。

(損害賠償の額)

- 第 15 条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償を相手方に請求することができる。ただし、その請求額の上限を手数料の 10 倍までとする。

(別途協議)

- 第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定める。

(準拠法と紛争の解決)

- 第 17 条 この契約は、日本国法に準拠する。
- 2 この契約に関する一切の紛争に関しては、鹿児島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

この約款は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。

(附則)

この約款は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この約款は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。